

# 団体貸出のご案内

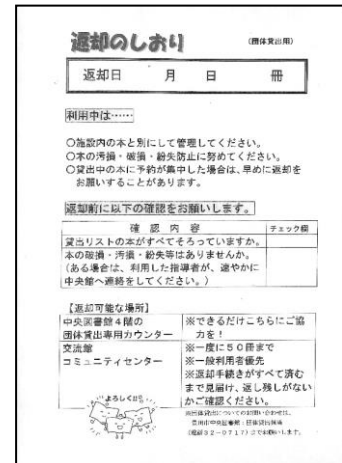
団体貸出制度は、中央図書館が所蔵する資料を学校や園などに貸し出し、子どもたちの読書習慣、調べ学習の向上に寄与しようとする制度です。

- 貸出冊数 貸出対象の本・紙芝居あわせて **50冊** (紙芝居は10点まで)
- 貸出対象資料 ※中央図書館の資料が対象です。

貸出対象の本	貸出対象外の本
絵本・大型絵本・紙芝居・児童書 <b>NEW!</b> <u>大型紙芝居・外国語絵本・洋書</u> <u>ティーンズ図書</u>	エプロンシアター・パネルシアター 一般書(郷土・自動車資料含む)・雑誌

※以下の地区の利用団体(小・中学校・放課後児童クラブ)は、該当の交流館図書室の本も貸出できます。

地区	交流館図書室名
旭中学校区	旭交流館図書室
足助中学校区	足助交流館図書室
稲武中学校区	稲武交流館図書室
小原中学校区	小原交流館図書室
下山中学校区	下山交流館図書室
藤岡中学校区	藤岡交流館図書室
藤岡南中学校区	藤岡南交流館図書室



※資料1「返却のしおり」

- 貸出期間 **1か月** (継続貸出不可)
- 貸出方法
  - ①中央図書館の対象資料の中から借りたい資料を選ぶ
  - NEW!** ② **中央図書館4階総合案内前の自動貸出機**で手続き  
→自動貸出機で団体貸出利用カードを読み込む

※貸出後に貸出票が出てきますが、「返却のしおり」(資料1)が別途必要な場合は、団体貸出専用カウンターへお申し出ください。  
**※本を入れる箱(袋)、台車等を、各自でご用意ください。**
- 返却方法 交流館または、中央図書館団体貸出専用カウンターで返却  
(一般の返却ボックスは利用不可、なお貸出期限の過ぎた資料返却場所は、中央図書館4階団体専用カウンターのみ)
- 利用期間 **令和6年4月2日(火)～令和7年3月28日(金)**  
※令和7年4月1日より同じカードで団体貸出サービスの利用可能

## 団体貸出利用上の注意事項

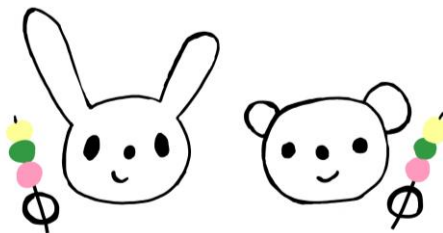
- ① 同じ書名の本を複数借りることはできません。(複本貸出は不可。)
- ② リクエストや予約はできません。
- ③ 各家庭への貸出はできません。
- ④ 団体利用カードでの個人的な資料の貸出はご遠慮ください。
- ⑤ 団体貸出は、毎年3月末で整理をするため、年度末には本を返却してください。

## 本や貸出カード等を紛失、破損、汚損したとき

- ① 本が、破損・汚損した場合は、補修せずに、中央図書館4階総合案内でその旨を伝えてください(交流館窓口は不可)。
- ② 本を紛失した場合は、まず、中央図書館の団体貸出担当者に電話で連絡をしてください。届出やその後の対応等についてお伝えします。  
\*本の扱いについて子どもたちに指導し、適切に管理された上での破損・汚損・紛失だと館長が認めた場合は、弁償対象になりません。
- ③ 団体貸出利用カードを紛失した場合は、再発行をします。中央図書館の団体貸出担当者に、電話で連絡をしてください。

## 【問合せ先】

豊田中央図書館 電話 32-0717 FAX 32-4343 担当：中村  
図書館管理課 電話 32-7970 FAX 41-6183 担当：田中



よみりん かたるん